

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員人事評価実施規程

(令和2年3月31日訓令第2号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、会計年度任用職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の人事評価（同法第6条第1項の人事評価をいう。）の実施については、千歳市会計年度任用職員人事評価実施規程（令和2年千歳市訓令第8号）の規定を準用する。この場合において、同訓令の規定中「市長」及び「任命権者」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。